公　告

諸　事　項

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１６号
最後の住所　長野県東御市和1630番地１
破産者　被相続人亡三田錦昇こと曺康相続財産
１　決定年月日　平成29年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２５５号
札幌市西区琴似４条１丁目１番１号
破産者　株式会社カーサ
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５２１号
大阪市鶴見区焼野１丁目11番14号
破産者　有限会社久世パッキング製作所
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８９号
大阪府八尾市堤町１丁目48番地の11
破産者　株式会社Ｂｉｇ　ｌｅａｐ
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１３号
大阪市東淀川区大桐２丁目17番７号
破産者　有限会社エイチ・アール・エス
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１４号
大阪市東淀川区上新庄１丁目４番15号
破産者　株式会社イスト
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４７号
大阪市平野区加美東４丁目14番18号
破産者　有限会社みのる
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９４号
大阪市生野区中川西３丁目９番10号
破産者　有限会社麒麟
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目32番７号（久保ハイツ101号）
破産者　御領原辰夫
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７９号
鹿児島県鹿屋市札元２丁目3820番地42
破産者　内之浦てるみ
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
沖縄県うるま市字州崎12番地80
破産者　株式会社アドバンスト・カー・エンジニアリング
１　決定年月日　平成29年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４号
北海道苫小牧市春日町１丁目４番３号
破産者　有限会社グリーンオート
１　決定年月日　平成29年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３３６号
東京都日野市大字日野7773番地の67ハイツ白樺Ｃ―210
破産者　小宮　怜子
１　決定年月日　平成29年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４号
長野県岡谷市赤羽３丁目７番７号
破産者　環境工学ウルフジャパン有限会社
１　決定年月日　平成29年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１６７号
滋賀県甲賀市信楽町長野1140番地
破産者　株式会社中川
１　決定年月日　平成29年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６８３号
神奈川県平塚市河内73番地の１　ウェルナード203号、前住所神奈川県中郡二宮町緑が丘３丁目23番地の７
破産者　掃部関英人
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６８４号
神奈川県平塚市河内73番地の１　ウェルナード203号、前住所神奈川県中郡二宮町緑が丘３丁目23番地の７
破産者　掃部関由紀子
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３０号
神奈川県厚木市及川１丁目１番７―203号、前住所東京都八王子市本町33番14号　ビレッジスズキ　105号
破産者　君嶋　初枝
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２８号
青森県弘前市大字春日町29番地７　レオパレスセレッソ107号
破産者　太田　拓桐
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８号
鹿児島県鹿児島市上福元町3942番地７
破産者　大和　文明
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係